

5

お住まいの住宅改修を補助します

桂川町住宅改修事業補助金制度 受付中！

桂川町住宅改修事業補助金制度は、現在お住まいの住宅の改修を、町内の施工業者及び代表者が桂川町に住民登録している施工業者で行った場合に限り、その改修費用の一部を町が補助する制度です。

【補助対象者】（※すべてに該当すること）

- 住宅改修事業補助金制度申込み日現在において、町内に住民登録をしている人
- 補助の対象となる住宅に居住している人
- 対象となる住宅改修が、町で実施しているほかの補助金などを受ける予定がない人
- 町税など滞納のない人（※生計を一にする同一世帯の人も含む）

【補助対象住宅・工事】（※すべてに該当すること）

- 町内在住の人が町内に所有する専用住宅、併用住宅の住居部分及び集合住宅の専有部分
 - 町内の施工業者及び代表者が桂川町に住民登録している施工業者が行う改修工事
 - 工事費が10万円以上（消費税別）で、平成26年3月31日までに完了届を提出できる改修工事
- ※桂川町住宅改修補助金交付申請を行い、交付決定を受けたものが対象となります。交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。

【補助金額】

改修工事費用（消費税別）の1割に相当する金額で千円未満切り捨て。ただし、上限は10万円。

【補助金対象改修工事の例】

- 屋根・天井・外壁・内壁・床の改修
- 防音・断熱・間取りの変更工事
- 浴室・台所・トイレなどの水まわりの改修
- 耐震工事など居住部分のみの改修

【補助金対象外となる例】

- 門扉や塀などの外構工事
- 家具・家電などの購入
- 年度を越える改修工事
- ほかの補助金を受けている場合
- 町外の施工業者による工事

※ただし、代表者が桂川町に住民登録している場合を除く。



申込・問合せ 産業振興課 商工統計係 ☎65・1106